

第73回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年11月22日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 4階 会議室

決議事項

- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 第73期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

目次

第73回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	12
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告	38
インターネットによる議決権行使のご案内	44

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。



<https://p.sokai.jp/8127/>

(証券コード 8127)
2019年10月30日

株 主 各 位

(本店所在地)
大阪市中央区博労町二丁目3番9号
(本社事務所)
東大阪市森河内西一丁目3番1号
ヤマト インターナショナル株式会社
取締役社長 盤 若 智 基

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2019年11月21日（木曜日）午後5時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

44ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに着信するようご送信ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年11月22日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 4階 会議室

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性等を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。
--

3. 会議の目的事項

- I. 報告事項
1. 第73期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）計算書類報告の件
- II. 決議事項
- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 第73期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 株主総会に出席されない株主様は書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。
- (2) 書面による議決権の行使の際に、議案に対する賛否の記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、2019年11月21日(木曜日)までに議決権の不統一行使を行う旨と、その理由を書面により当社にご通知ください。
- (4) インターネットで、重複して議決権が行使されたときは、最後に行使されたものを有効といたします。
- (5) 書面とインターネットで、重複して議決権が行使されたときは、インターネットによる行使を有効といたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

(当社ウェブサイト <http://www.yamatointr.co.jp/>)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第73期剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当額の決定につきましては、安定配当を重点施策のひとつとして認識しております。基本的には、収益に対して配当を行うべきものと考え、業界における環境の変化や企業間競争の激化に耐え得る企業体質の強化並びに将来の事業展開等を勘案して決定する方針を採っております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、昨今の厳しい経済環境並びに当期の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当 11円

総 額 226,030,453円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年11月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容については、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申に基づき、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況(2019年度)
1	はん にか とも き 盤 若 智 基	再任	代表取締役社長	18回/18回 100%
2	おく なか しん いち 奥 中 信 一	再任	取締役 常務執行役員 生産管理部長	18回/18回 100%
3	ふな はら じゅん いち 船 原 淳 一	再任	取締役 常務執行役員 システム部長兼人財開発室担当	18回/18回 100%
4	うめ かわ みのる 梅 川 実	再任	取締役 常務執行役員 事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長	13回/13回 100%
5	いわ た よし こ 岩 田 宜 子	再任 独立 社外	社外取締役	18回/18回 100%
6	やま もと き えい 山 本 貴 英	再任 独立 社外	社外取締役	18回/18回 100%

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 取締役梅川実氏につきましては、2018年11月22日開催の第72回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後の取締役会の開催回数（13回）に対して、出席率を算出しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;">再任</div> <p>はん じゃ とも き 盤 若 智 基 (1972年1月13日生)</p>	<p>1995年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1999年4月 同社退社 1999年5月 当社入社 2000年12月 当社営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当） 2001年2月 当社取締役営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当） 2001年12月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー 2002年2月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー兼システム部担当 2002年12月 当社取締役生産管理部長兼システム部担当 2003年1月 当社常務取締役営業副本部長兼生産管理部担当兼システム部担当 2003年12月 当社常務取締役第二営業本部長兼生産管理部担当兼システム部担当 2004年12月 当社代表取締役社長（現任）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">取締役候補者とした理由</div> <p>経営者としての豊富な経験と国際性豊かな幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮し当社の代表取締役に相応しい能力を有しているため。</p>	593,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> <p style="text-align: center;">おく なか しん いち 奥 中 信 一 (1961年11月21日生)</p>	<p>1984年3月 当社入社</p> <p>2004年12月 当社エーグル事業部長</p> <p>2007年12月 当社クロコダイ事業部長</p> <p>2008年2月 当社取締役営業副本部長兼クロコダイ事業部長</p> <p>2009年12月 当社取締役営業本部長兼エーグル事業部長</p> <p>2011年3月 当社取締役営業本部長</p> <p>2011年11月 当社取締役営業本部長兼生産管理部担当</p> <p>2012年11月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼生産管理部担当</p> <p>2013年9月 当社取締役常務執行役員小売事業本部長兼マーケティングコミュニケーション部長兼生産管理部担当</p> <p>2014年9月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼生産管理部担当</p> <p>2018年6月 当社取締役常務執行役員 社長付兼生産管理部担当</p> <p>2018年11月 当社取締役常務執行役員生産管理部担当</p> <p>2019年9月 当社取締役常務執行役員生産管理部長（現任）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> <hr/> <p>事業部長、事業統括本部長を歴任し、豊富な業務経験と知識を有し、当社の取締役に対応しい能力を有しているため。</p>	32,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数		
3	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> ふな はら じゅん いち 船 原 淳 一 (1957年5月9日生)	1981年4月 当社入社 2002年12月 当社人事部長 2008年2月 当社取締役人事部長 2010年2月 当社取締役人事部長兼システム部 担当 2012年11月 当社常務執行役員人事部長兼システム部 担当 2014年3月 当社常務執行役員システム部長兼人事 部担当 2014年11月 当社取締役常務執行役員システム部 長兼人事部担当 2019年9月 当社取締役常務執行役員システム部 長兼人財開発室担当 (現任)	19,300株		
取締役候補者とした理由		人事労務、システム分野で豊富な実務経験と幅広い見識を有し、当社の取締役に相応しい能力を有しているため。			
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> うめ かわ みのる 梅 川 実 (1970年9月14日生)		1993年3月 当社入社 2011年9月 当社クロコダイルレディス事業部長 2012年9月 当社クロコダイル商品企画部長 2014年9月 当社執行役員クロコダイル部長 2016年8月 当社執行役員クロコダイル事業部門 長 2017年9月 当社常務執行役員事業統括副本部長 兼クロコダイル事業部門長 2018年6月 当社常務執行役員事業統括本部長兼 クロコダイル事業部門長 2018年11月 当社取締役常務執行役員事業統括本 部長兼クロコダイル事業部門長兼ク ロコダイル事業部門商品企画部長 2019年9月 当社取締役常務執行役員事業統括本 部長兼クロコダイル事業部門長 (現 任)		4,800株	
		取締役候補者とした理由			事業部長、事業統括本部長を歴任し、営業及び企画生産における豊富な業務経験と知識を有することから、当社の取締役に相応しい能力を有しているため。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> </div> いわ た よし こ 岩 田 宜 子 (1956年7月15日生)	1979年4月 アメリカ銀行東京支店入行 1989年5月 同行退行 1989年6月 ビザ・インターナショナル入社 1991年10月 同社退社 1992年1月 デュー・ロジャーソン・ジャパン入社 1994年10月 同社退社 1994年11月 テクニメトリックス (現トムソン・フィナンシャル) 入社 2001年1月 同社退社 2001年2月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社入社 2001年5月 同社代表取締役 (現任) 2014年11月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役 <div style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由</div> 長らくIR・資本市場関係に関与し、その知見を備えるばかりでなく、豊富な国際経験と経営者としての経験と見識をもって、当社の企業価値向上に貢献していただくため。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> </div> やまもと き えい 山本貴英 (1973年2月7日生)	<p>1995年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1997年12月 同社退社 1998年1月 日本ヘラルド映画株式会社入社 2003年7月 同社取締役 2005年6月 同社取締役退任、同社退社 2005年7月 ブーズ・アレン・ハミルトン株式会社(現PwCコンサルティングのグループ会社)入社 2011年8月 同社退社 2011年9月 バーバリー・ジャパン株式会社入社 2013年10月 同社退社 2013年11月 ブレイン・アンド・キャピタル・ホールディングス株式会社(BACH)入社 2016年8月 ブレイン・アンド・キャピタル・ソリューションズ株式会社(BACHのグループ会社)入社 同社取締役(現任) 2017年11月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ブレイン・アンド・キャピタル・ソリューションズ株式会社取締役</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社外取締役候補者とした理由</div> <p>コンサルティング業務における豊富な経験と国際性豊かな幅広い知見を有しているばかりでなく、経営に携わった経験と見識をもって、当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に貢献していただくため。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田宜子氏及び山本貴英氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 岩田宜子氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって5年であります。
- (2) 山本貴英氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、岩田宜子氏及び山本貴英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は、岩田宜子氏及び山本貴英氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、岩田宜子氏及び山本貴英氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 岡本佳薫氏は、本総会終結の時をもって、辞任いたしますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">新任</div> いち はら ひで ゆき 市 原 英 之 (1961年4月19日生)	1985年3月 当社入社 2012年9月 当社内部監査室長 2016年8月 当社総務部長 2019年9月 当社総務人事部付(現任)	4,400株
	監査役候補者とした理由	
	営業、内部監査、総務等多岐にわたる業務経験があり、内部統制、内部監査への見識も深く、当社の監査役の職務を適切に遂行することが期待されるため。	

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年11月22日開催の第72回定時株主総会において、選任いただきました補欠監査役 片桐正雄氏の選任の効力は本総会開始の時をもって、失効いたします。つきましては法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">社 外</div> かたぎりまさお 片桐正雄 (1950年1月29日生)	1974年4月 日本生命保険相互会社入社 1995年3月 同社融資業務部財務業務グループ担当課長 1999年3月 同社東日本財務部次長 2001年3月 同社北海道総合法人部次長 2002年3月 同社財務検査室長 2005年6月 丸三証券株式会社社外監査役 2007年3月 日本生命保険相互会社退社 2012年6月 丸三証券株式会社社外監査役退任 2018年9月 菓樹株式会社監査役(現任)	一株
	補欠の社外監査役候補者とした理由	
	金融、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を持ち、当社の社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したため。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 片桐正雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 片桐正雄氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものとして判断しております。
4. 片桐正雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。
5. 片桐正雄氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の政権運営の影響や保護主義政策に伴う米中貿易摩擦の拡大、英国のEU離脱問題等、海外経済の不確実性はあるものの、堅調な企業業績を背景に所得や雇用環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、当アパレル業界における個人消費につきましては、消費者の節約志向は依然として根強く、力強さに欠ける状況となっております。

このような経営環境の中、当社グループではアパレル・流通業界における環境の変化に対応するため、これまで取り組んでまいりました中期構造改革を2017年8月期を以って完了し、中期成長戦略「ハードからソフトへの変革」のもと、次なるステップへ舵を切っております。全ては顧客起点で“新しい価値”を継続的に創造し、それを“新しいつながり方”で提供することで会社の持続的な成長を目指しております。

基幹事業である「クロコダイル」は、ターゲットとするプレミアム エイジ（60～75歳）層に向けて、差別性や独自性を兼ね備えた“新しい価値”を継続的に創造できる姿を目指し、今一度価値創造のレベルアップを図っております。また、SNS・WEB対応といったソフトへの積極的な投資を行い、これまでのデジタルイノベーションを駆使したダイレクトなエンゲージメントに加え、新聞広告やカタログといった親和性の高いアナログな訴求をスマホ・テレコマースと融合させた“新しいつながり方”で提供することで「集客の拡大」と「利益の拡大」を目指しております。

新規事業では、“アクティブ・トランスファー・ウェア”をテーマとした「CITERA（シテラ）」と米国発アウトドアファッションブランド「Penfield（ペンフィールド）」を展開しております。「集客の拡大」に向けた新しいファンクションやサービスへの投資を積極的に行い、WEBマーケティングやPop-upストアの展開を筆頭に、当社が直接運営する事業に加え、国内外のライセンス展開も目指す等、新たなブランディング型ビジネスを確立してまいります。また、新たに日本国内における商標権を伊藤忠商事株式会社と共同

保有したハワイ発カジュアルサーフブランド「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」は、従来のライセンスパートナーによる専門店向け卸に加え、新たなパートナーと共に立ち上げたトップライン「Lightning Bolt Black Label（ライトニングボルトブラックレーベル）」がスタートいたしました。今後はこのトップラインによるブランド認知度と価値向上に注力し、ライセンス事業の拡大を目指してまいります。

一方、当社グループの物流業務を請負う子会社ヤマト ファッションサービス株式会社では、在庫管理や入出荷業務の精度向上に努めるとともに、2020年8月期からの本格稼働を目指し新たに自動ソーターを導入する等、積極的な投資を行うことで更なる業務の生産性向上を図っております。繊維製品等の輸出入及び生産の管理を目的として2018年12月に香港に設立いたしました連結子会社信實實業有限公司、並びに布帛シャツ及びアウター等の製造を行っておりました上海雅瑪都時装有限公司につきましては、当社グループにおける経営資源を有効活用するため、2019年4月に欣恩国際貿易有限公司に譲渡し、当社の連結範囲から除外されることとなりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高が168億1千8百万円（前年同期比1.7%増）と増収になりました。利益面では、売上総利益率は45.4%（前年同期比1.4ポイント減）となり、販売費及び一般管理費は70億5千8百万円（前年同期比0.4%減）、営業利益は5億8千2百万円（前年同期比10.1%減）、経常利益は6億6千9百万円（前年同期比11.2%減）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、5億2千9百万円（前年同期比11.6%増）と順調に前年及び公表値を上回っております。

セグメントごとの売上高では、繊維製品製造販売業165億5百万円（前年同期比1.7%増）、不動産賃貸事業3億1千2百万円（前年同期比2.3%増）となりました。

なお、事業報告に記載されている金額は、消費税等を含んでおりません。

セグメント別売上高(アイテム別)

区 分		第 72 期		第 73 期		増減率
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
織 維 製 品 製 造 販 売 業		百万円	%	百万円	%	%
	カットソーニット	4,643	28.1	4,793	28.5	3.2
	布 帛 シ ャ ツ	2,842	17.2	2,973	17.7	4.6
	横 編 セ ー タ ー	2,077	12.6	1,903	11.3	△8.4
	ア ウ タ ー	4,396	26.6	4,520	26.8	2.8
	ポ ト ム	1,341	8.1	1,375	8.2	2.5
	小 物 ・ そ の 他	932	5.6	939	5.6	0.8
	計	16,235	98.2	16,505	98.1	1.7
不 動 産 賃 貸 事 業		305	1.8	312	1.9	2.3
合 計		16,540	100.0	16,818	100.0	1.7

セグメント別売上高(顧客別)

区 分		第 72 期		第 73 期		増減率
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
織 維 製 品 製 造 販 売 業		百万円	%	百万円	%	%
	メ ン ズ	9,286	56.2	9,289	55.2	0.0
	レ デ ィ ス	6,805	41.1	7,071	42.0	3.9
	そ の 他	143	0.9	144	0.9	0.8
	計	16,235	98.2	16,505	98.1	1.7
不 動 産 賃 貸 事 業		305	1.8	312	1.9	2.3
合 計		16,540	100.0	16,818	100.0	1.7

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、2億5千6百万円であり、主なものは次のとおりであります。

繊維製品製造販売業

直営店の開設

6千9百万円

なお、設備投資資金は自己資金で賄っております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第70期 2016年8月期	第71期 2017年8月期	第72期 2018年8月期	第73期 (当連結会計年度) 2019年8月期
売 上 高 (百万円)	21,566	18,704	16,540	16,818
経 常 利 益 (百万円)	360	817	754	669
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△3,468	207	474	529
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△162.85	9.91	22.92	25.77
総 資 産 (百万円)	24,624	23,769	23,387	23,394
純 資 産 (百万円)	17,443	17,530	17,600	17,349
1株当たり純資産額 (円)	819.49	840.63	856.54	844.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 期末発行済株式総数は、自己株式を控除しております。
3. 第70期における親会社株主に帰属する当期純損失は、主として中期構造改革に伴う固定資産の減損損失の計上等によるものであります。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第73期の期首から適用しており、第72期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

来期の展望としましては、米国の政権運営の影響や保護主義政策に伴う米中貿易摩擦の拡大、英国のEU離脱問題等、世界経済に影響を与えるリスクが顕在化しており、当社を取り巻く環境の先行き不透明感は継続するものと思われれます。

このような状況の中、当社グループは、これまで推進してまいりました中期構造改革が完了し、中期成長戦略「ハードからソフトへの変革」のもと、次なるステップへ舵を切っております。全ては顧客起点で“新しい価値”を継続的に創造し、“新しいつながり方”でお客様に伝え「集客の拡大」「利益の拡大」に向け取り組んでまいります。

また、中期構造改革により、販管費が大幅に圧縮されるとともに収益を生み出しやすい機動的かつ効率的な収益構造に生まれ変わった今、当社グループは、基幹事業及び新規事業へ積極的に投資を行い中期成長戦略を着実に押し進め、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年8月31日現在)

当社グループは、カジュアルウェア中心のアパレル企業として、カットソーニット、布帛シャツ、横編セーター、アウター、ボトム、その他小物雑貨等の繊維製品製造販売業及び不動産賃貸事業並びにこれらに関連した事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所 (2019年8月31日現在)

① ヤマト インターナショナル株式会社

大阪本社 大阪府東大阪市

東京本社 東京都大田区

デリポート(ロジスティックセンター) 大阪府東大阪市

② ヤマト ファッションサービス株式会社

本社 大阪府東大阪市

(注) 前連結会計年度において連結子会社でありました上海雅瑪都時裝有限公司につきましては、同社の全持分を連結子会社 信寶實業有限公司に譲渡し、事業計画を検討してはいたしましたが、経営資源を有効活用するため、連結子会社 信寶實業有限公司の株式を欣恩国際貿易有限公司に譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(7) 従業員の状況 (2019年8月31日現在)

企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
合 計 又 は 平 均	196名 (1,103名)	5名減 (25名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況 (2019年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	410 ^{百万円}
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	202
株 式 会 社 り そ な 銀 行	178
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	91
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	83

(9) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマト ファッションサービス株式会社	30百万円	100%	物流業務の受託

(注) 前連結会計年度において連結子会社でありました上海雅瑪都時裝有限公司につきましては、同社の全持分を連結子会社 信寶實業有限公司に譲渡し、事業計画を検討しては、経営資源を有効活用するため、連結子会社 信寶實業有限公司の株式を欣恩国際貿易有限公司に譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年8月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 71,977,447株 |
| ② 発行済株式の総数 | 21,302,936株 |
| ③ 株主数 | 16,337名 |
| ④ 単元株式数 | 100株 |
| ⑤ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セネシオ有限会社	2,600 ^{千株}	12.65 [%]
株式会社三菱UFJ銀行	1,021	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	852	4.14
盤 若 智 基	593	2.88
日本生命保険相互会社	574	2.79
藤 原 美 和 子	374	1.82
盤 若 真 美	353	1.71
株式会社大林組	330	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	314	1.52
株式会社りそな銀行	308	1.49

- (注) 1. 当社は自己株式 (754,713株) を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式 (754,713株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況

(2019年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	盤 若 智 基	
取締役常務執行役員	奥 中 信 一	生産管理部担当
取締役常務執行役員	船 原 淳 一	システム部長兼人事部担当
取締役常務執行役員	梅 川 実	事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼クロコダイル事業部門商品企画部長
取締役(社外取締役)	岩 田 宜 子	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役
取締役(社外取締役)	山 本 貴 英	ブレイン・アンド・キャピタル・ソリューションズ株式会社取締役
常勤監査役	樋 口 敏 昭	
常勤監査役	岡 本 佳 薫	
監査役(社外監査役)	田 口 芳 樹	野村殖産株式会社常務取締役総務担当兼野村建設工業株式会社監査役
監査役(社外監査役)	和 田 正 宏	税理士法人グローバルマネジメント代表社員

- (注) 1. 監査役 田口芳樹氏は、不動産鑑定士、一級建築士の資格を有しており、不動産に関する専門知識を有しております。
2. 監査役 和田正宏氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の経験、見識を有しております。
3. 当社は、取締役 岩田宜子氏、同 山本貴英氏並びに監査役 田口芳樹氏、同 和田正宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
柴原保夫	2018年11月22日	任期満了	常勤監査役

③ 執行役員の状況

当社は、執行役員制度を導入しております。2019年8月31日現在の執行役員は、前記取締役兼務者3名及び次の5名であります。

氏名	会社における地位	担当
中野雅敏	執行役員	経理部長兼総務部担当
辻紀明	執行役員	事業戦略室長
長尾享論	執行役員	マーケティングコミュニケーション部長
川島祐二	執行役員	IR室長
増田道則	執行役員	経営戦略室長

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役		監査役		計	
員数(名)	報酬等の総額(百万円)	員数(名)	報酬等の総額(百万円)	員数(名)	報酬等の総額(百万円)
6	104	5	28	11	133

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額3億円以内
(2012年11月22日開催 第66回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額5千万円以内
(2007年2月23日開催 第60回定時株主総会決議)
3. 上記の報酬等の総額のうち、社外役員分は、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名につき、計20百万円であります。
4. 監査役の員数には、2018年11月22日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。また、報酬等の総額には当該監査役の退任までの在任期間に対する報酬等を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役	岩 田 宜 子	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役	記載すべき特別な関係はありません。
社外取締役	山 本 貴 英	ブレイン・アンド・キャピタル・ソリューションズ株式会社取締役	記載すべき特別な関係はありません。
社外監査役	田 口 芳 樹	野村殖産株式会社常務取締役総務担当兼野村建設工業株式会社監査役	野村殖産株式会社は当社の株主ですが、その保有比率は当社の発行済株式の総数の1%未満と僅少であります。また、当社は同社から不動産賃料収入を得ていますが、その金額は当社の2019年8月期における売上高の1%未満と僅少であります。なお、同期間における同社に対する当社からの支払いはありません。従いまして、同氏及び同社と当社との間に記載すべき特別な関係はありません。
社外監査役	和 田 正 宏	税理士法人グローバルマネジメント代表社員	記載すべき特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	岩 田 宜 子	企業経営者としてIR・資本市場関係に関与し、その経験と見識をもって、取締役会において当社の企業価値向上のための的確な助言を行っております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席
社外取締役	山 本 貴 英	コンサルティング業務における豊富な経験と幅広い知見をもって、取締役会において経営体制の更なる強化と当社の企業価値の向上のための的確な助言を行っております。 取締役会18回のうち18回に出席

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	田 口 芳 樹	不動産鑑定士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。 また、監査役会においては、会社の体制及び方針並びに内部監査について適宜必要な意見を述べております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席 監査役会18回のうち18回に出席
社外監査役	和 田 正 宏	税理士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。 また、監査役会においては、当社の経理システム、会社の体制及び方針並びに内部監査について適宜必要な意見を述べております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席 監査役会18回のうち18回に出席

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等に違反もしくは抵触すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を遂行できることが困難と認められる場合または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年6月5日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）を定め、それを子会社を含めた全役職員に周知徹底させる。
- (2) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
- (3) 「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- (4) 全役職員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を構築し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書取扱規程」に基づき行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」及びそれに付帯するマニュアル等に従い対応し、必要に応じて研修等を行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (2) 組織横断的リスク状況の監視は内部監査室が行い、全社的対応はIR室が行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適

宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営審議会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および分掌規程」、「職制規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (3) 取締役会により承認された中期経営計画及び年度利益計画に基づき、各部門の具体的な年度目標及び予算を設定し、それに基づく月次、四半期、半期、年間業績の管理を行うものとする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに通用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、これを基礎として、グループ各社は定められた諸規程により運営するものとする。

経営管理については、「関係会社管理規程」により、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、定期的に内部監査室がモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ全社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

- (2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には監査役に報告するものとする。

監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- (3) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項、業務執行状況及び財務状況等について審議できるよう、子会社からの定期的な報告を義務付ける。
- (4) 内部監査室は、定期的に子会社の監査を実施し、当社の社長及び監査役等に報告するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、内部監査室所属の社員に事務局として監査業務に必要な事項を命令することができる。
内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。
報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。
 - (2) 監査役会は、社長、監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
8. 上記7. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役または使用人に周知徹底する。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、その費用等が職務の執行について必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
 - (2) 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する等の必要な監査費用を認める。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）」において、反社会的勢力に対し断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組むものとする。

また、顧問弁護士や警察等の外部機関と連携し社内体制の整備を行うと同時に、全役職員への啓蒙活動にも取り組むものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

① コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を定期的開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

② 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社の内部監査室は、各部門に赴き、現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

③ 監査役の監査体制

当社の監査役は、監査役会を定時及び臨時に開催し、情報交換を行っております。また、取締役会、経営審議会等の重要な会議にはすべて出席し、監査の実効性の向上を図っております。さらに会計監査人とも監査結果の報告会等定期的に打合せを行っており、会社の内部統制に対して十分な監視機能を有しております。

Ⅱ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

一方で、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが想定されます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を目指し、以下のような取組みを実施しております。これらの取組みは、上記1.の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1937年（昭和12年）にシャツ製造業として盤若商店を創業し、ワイシャツ専門メーカーとしてスタートいたしましたが、その後、事業の飛躍的発展を目指すべく、カジュアルウェアの製造小売業に転化し、現在の地位を確立してまいりました。

そして、2017年6月に迎えた会社設立70周年を第三の創業と位置付け、これを機に『Sail for Change!～“新しい価値”を“新しいつながり方”で～』を新たな企業理念に掲げました。中期ビジョン「ハードからソフトへの変革」のもと、当社は未来を見据え、時代・市場・環境の変化に呼応し、Changeし続けてまいります。

当社の企業価値の源泉は、①自主管理型の店舗運営、販売体制による利益体質の基盤ができていること。②企画から販売に至るまで一元的な

管理が行われ、業務の効率化が図れていること。③既存の販売チャネルに加え、新たな販売チャネルも成長していること（Eコマース）等があります。

これらは、時代の変化とともに、当社の従業員が長年にわたり培ったノウハウにより達成できたものであり、また長年の顧客、取引先等、ステークホルダーとの信頼に基づく強固な関係なくして、当社の企業価値を維持、向上させていくことはできません。

当社には、「クロコダイル」という最大の基幹ブランドがあります。「クロコダイル」は、1963年発売以来、半世紀にわたって愛されている当社のオリジナルブランドであります。GMS（量販店）を中心に当社のノウハウを活かし、確固たる販売体制のもと成長を続けてきました。現在は、プレミア エイジ（60～75歳）をターゲットにしたコンテンツ開発やSNS・WEB対応といったソフトへの積極的な投資を行い、お客様が求める差別化された“新しい価値”を“新しいつながり方”で提供し「集客の拡大」と「利益の拡大」を目指しております。これによって「クロコダイル」の新たなブランディングを構築し、「店舗効率の向上」「Eコマースの拡大」「ライセンスビジネスの拡大」「新たな業態開発」に繋げてまいります。

また、基幹ブランドである「クロコダイル」とともに、新規事業における「CITERA（シテラ）」「Penfield（ペンフィールド）」、そして「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」へ集中して投資を行い、未来に通用するブランディング型ビジネスの確立に取り組んでまいります。同時に、コスト削減と会社運営全体の効率化を図り、会社の更なる成長を目指してまいります。

当社は、株主還元と成長投資のバランスを重視し、業績と連動した高配当かつ安定配当の実施に努め、より一層の株主価値・企業価値の向上を目指してまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要
当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が、大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めています。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該必要情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じて代替案の立案を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要かつ相当な範囲内で、会社法その他法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、2021年11月開催予定の当社第75回定時株主総会の終結の時までとなっております。ただし、有効期間中であっても、株主総会または、取締役会の決議により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamatointr.co.jp/>）に掲載しております。

4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての概要

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視

本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

(5) 株主意思を反映するものであること

本プランは、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続されたものであり、その継続について、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,345,550	流動負債	5,025,909
現金及び預金	4,768,636	支払手形及び買掛金	755,231
受取手形及び売掛金	1,603,984	電子記録債務	2,927,244
有価証券	2,756,956	1年内返済予定の長期借入金	229,372
商品及び製品	2,059,932	リース債務	4,587
その他	158,081	未払法人税等	155,383
貸倒引当金	△2,041	賞与引当金	89,342
		返品調整引当金	13,000
		ポイント引当金	4,511
		その他	847,236
固定資産	12,049,379	固定負債	1,019,277
有形固定資産	(6,772,832)	長期借入金	735,585
建物及び構築物	1,457,723	リース債務	11,244
機械装置及び運搬具	631	その他	272,447
土地	5,179,068	負債合計	6,045,186
リース資産	15,881	(純資産の部)	
建設仮勘定	21,936	株主資本	17,044,149
その他	97,591	資本金	4,917,652
無形固定資産	(111,354)	資本剰余金	4,988,692
投資その他の資産	(5,165,192)	利益剰余金	7,501,255
投資有価証券	4,711,203	自己株式	△363,450
差入保証金	114,964	その他の包括利益累計額	305,594
退職給付に係る資産	170,491	その他有価証券評価差額金	262,337
繰延税金資産	79,924	繰延ヘッジ損益	△11,396
その他	121,457	退職給付に係る調整累計額	54,653
貸倒引当金	△32,849	純資産合計	17,349,743
資産合計	23,394,930	負債純資産合計	23,394,930

連結損益計算書 (2018年9月1日から 2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,818,297
売上原価	9,179,448
売上総利益	7,638,848
返品調整引当金戻入額	15,000
返品調整引当金繰入額	13,000
差引売上総利益	7,640,848
販売費及び一般管理費	7,058,157
営業利益	582,690
営業外収益	
受取利息及び配当金	71,771
その他の	32,855
営業外費用	
支払利息	7,322
貸倒引当金繰入額	4,500
その他の	5,952
経常利益	669,543
特別利益	
関係会社出資金売却益	462,873
特別損失	
固定資産除却損	19,812
減損損失	404,940
過年度消費税等	18,755
税金等調整前当期純利益	688,908
法人税、住民税及び事業税	186,601
法人税等調整額	△27,198
当期純利益	529,505
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	529,505

連結株主資本等変動計算書 （2018年9月1日から 2019年8月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,917,652	4,988,692	7,362,173	△363,237	16,905,282
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△390,424		△390,424
親会社株主に帰属する当期純利益			529,505		529,505
自 己 株 式 の 取 得				△213	△213
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	139,081	△213	138,867
当 期 末 残 高	4,917,652	4,988,692	7,501,255	△363,450	17,044,149

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計
当 期 首 残 高	458,447	△3,796	189,703	51,134	695,488
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自 己 株 式 の 取 得					
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減			△193,409		△193,409
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△196,110	△7,599	3,705	3,519	△196,485
当 期 変 動 額 合 計	△196,110	△7,599	△189,703	3,519	△389,894
当 期 末 残 高	262,337	△11,396	-	54,653	305,594

	純資産合計
当 期 首 残 高	17,600,770
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△390,424
親会社株主に帰属する当期純利益	529,505
自 己 株 式 の 取 得	△213
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減	△193,409
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△196,485
当 期 変 動 額 合 計	△251,027
当 期 末 残 高	17,349,743

貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,076,598	流動負債	5,012,320
現金及び預金	4,499,468	支払手形	37,806
受取手形	32,295	買掛金	717,425
売掛金	1,571,688	電子記録債務	2,927,244
有価証券	2,756,956	1年内返済予定の長期借入金	229,372
商品及び製品	2,059,932	リース債務	4,587
その他	158,296	未払金	414,347
貸倒引当金	△2,041	未払法人税等	140,564
		未払消費税等	83,163
		未払費用	248,375
		賞与引当金	85,967
		返品調整引当金	13,000
		ポイント引当金	4,511
		その他	105,955
固定資産	12,021,354	固定負債	1,019,277
有形固定資産	(6,772,619)	長期借入金	735,585
建物	1,446,758	リース債務	11,244
構築物	10,964	長期未払金	10,232
機械及び装置	631	長期預り保証金	214,681
車両運搬具	0	資産除去債務	47,534
工具、器具及び備品	97,379		
土地	5,179,068	負債合計	6,031,598
リース資産	15,881		
建設仮勘定	21,936	(純資産の部)	
無形固定資産	(111,354)	株主資本	16,815,413
投資その他の資産	(5,137,379)	資本金	4,917,652
投資有価証券	4,711,203	資本剰余金	4,988,692
関係会社株式	30,000	資本準備金	1,229,413
差入保証金	114,964	その他資本剰余金	3,759,279
前払年金費用	92,410	利益剰余金	7,272,518
繰延税金資産	100,693	その他利益剰余金	7,272,518
その他	120,956	配当平均積立金	500,000
貸倒引当金	△32,849	別途積立金	5,700,000
		繰越利益剰余金	1,072,518
		自己株式	△363,450
		評価・換算差額等	250,940
		その他有価証券評価差額金	262,337
		繰延ヘッジ損益	△11,396
		純資産合計	17,066,354
資産合計	23,097,952	負債純資産合計	23,097,952

損益計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
商品及び製品売上高	16,505,534	
不動産賃貸収入	312,762	16,818,297
売 上 原 価		
商品及び製品売上原価	9,031,937	
不動産賃貸原価	147,315	9,179,253
売上総利益		7,639,043
返品調整引当金戻入額		15,000
返品調整引当金繰入額		13,000
差引売上総利益		7,641,043
販売費及び一般管理費		7,112,857
営業利益		528,186
営業外収益		
受取利息	43	
有価証券利息	26,863	
受取配当金	61,926	
その他の	32,454	121,288
営業外費用		
支払利息	7,322	
貸倒引当金繰入額	4,500	
その他の	5,849	17,672
経常利益		631,802
特別利益		
関係会社出資金売却益	192,067	192,067
特別損失		
固定資産除却損	19,812	
減損損失	404,940	
過年度消費税等	18,755	443,507
税引前当期純利益		380,362
法人税、住民税及び事業税	161,321	
法人税等調整額	△27,720	133,600
当期純利益		246,762

株主資本等変動計算書 （ 2018年9月1日から 2019年8月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 合 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	4,917,652	1,229,413	3,759,279	4,988,692
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,917,652	1,229,413	3,759,279	4,988,692

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			
	配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	500,000	5,700,000	1,216,180	7,416,180
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△390,424	△390,424
当 期 純 利 益			246,762	246,762
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△143,661	△143,661
当 期 末 残 高	500,000	5,700,000	1,072,518	7,272,518

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△363,237	16,959,289	458,447	△3,796	454,650	17,413,940
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△390,424				△390,424
当 期 純 利 益		246,762				246,762
自 己 株 式 の 取 得	△213	△213				△213
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△196,110	△7,599	△203,709	△203,709
当 期 変 動 額 合 計	△213	△143,875	△196,110	△7,599	△203,709	△347,585
当 期 末 残 高	△363,450	16,815,413	262,337	△11,396	250,940	17,066,354

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月4日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月4日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢治 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月11日

ヤマト インターナショナル株式会社 監査役会

常勤監査役	樋口敏昭	Ⓜ
常勤監査役	岡本佳薫	Ⓜ
社外監査役	田口芳樹	Ⓜ
社外監査役	和田正宏	Ⓜ

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使いただけます。行使される場合は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2019年11月21日(木曜日)午後5時00分までであり、同時刻までに入力を終えていただく必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットで議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効とさせていただきます。インターネットで重複して行使された場合は、最後に行われた行使を有効とさせていただきます。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
(ご注意)
- ・パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
 - ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

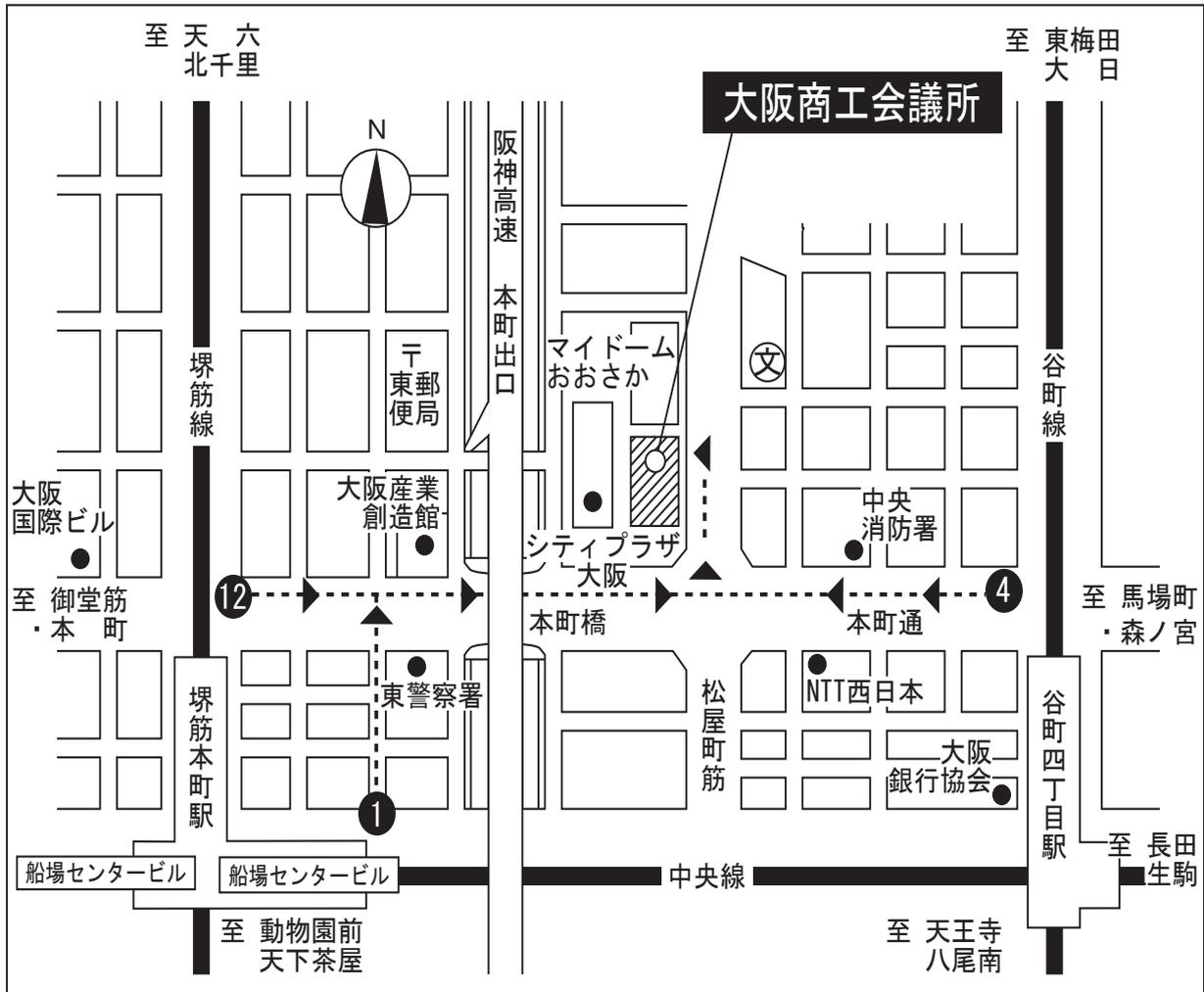
以上

株主総会会場ご案内図

【会場】 大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 4階 会議室
電話 06-6944-6268

【交通のご案内】

- * 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅①⑫番出口より徒歩約10分
- * 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅④番出口より徒歩約10分



*当社として専用の駐車場をご用意しておりませんので、ご出席の際には、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

*本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性等を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

